令和6年度 市民の声一覧 (上半期公表用)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	回付先
5月	行政	いて	対応はどうなっていますか。 パブリックコメント制度実施要綱第7条において、実施機関は提出意見等の内容及びそれに対する考え方を公表しなければならないと規定されています。 新年度計画が公表されているのであれば、もちろんパブリックコメントについて検討されていると思います。	う。)に基づき実施をしており、要綱では計画案の公表により実施機関が意見等の提出を受ける期間は、おおむね 1か月とされています。	行政改革推進課